

次世代育成支援対策推進法に基づく情報公開

【一般事業主行動計画】

次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主計画」を公表いたします。

次世代育成支援対策法とは

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、環境の整備、その他に計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するため雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日

2. 目標・取組内容・実施時期

目標1：育児休業から復帰後又は子育て中の女性労働者の短時間勤務が、キャリアアップの妨げとならないよう、キャリア形成を支援するためのカウンセリングを実施する
また、必要に応じてリスキリングを支援し、キャリアアップ及び処遇の改善を図る

<取組内容・実施時期>

- 2025年6月～ キャリア形成を支援するためのカウンセリングを実施
- 2025年6月～ 必要に応じて教育支援を行う
- 2025年6月～ 働きやすい職場づくりへの参画を促し、実施に向け協働する

目標2：子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施

- (1) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
- (2) 小学校始期に達するまでの子を養育する労働者に対する時短勤務制度
- (3) 子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助措置の実施

<取組内容・実施時期>

- 2025年4月～ 該当者との個別面談を行い、就労部署の労働環境を整える。
- 2025年4月～ 小学校始期に達するまでの子供を持つ従業員に対し、時短制度を適用する。
- 2025年4月～ 子育てのためのサービスを利用する際の費用援助を協議により行う。

目標3：子供の健全な育成のための、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

<取組内容・実施時期>

- 2025年4月～ 子どもの健全な育成のため、地域の団体、企業と連携し、お菓子作り体験や販売体験を行う機会を提供し、日本文化・おもてなしの精神・食に対する造詣を深める。

女性活躍推進法に基づく情報公開

【一般事業主行動計画】

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日

2. 目標

目標1：男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合を男女比と同等にする。

<取組内容・実施時期>

- 2025年6月～ 男女共に働きやすい環境を実現するため、検証及び業務改善を実施し、作業マニュアルの改訂、標準化教育を行う。
- 2025年6月～ 主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者が従事できるよう検証や改善を行う。また、女性従業員に対し当該職務に関する研修等を実施し職域拡大に取り組む。
- 2025年6月～ 管理職に対し、公正な育成・評価に向けた研修を実施する。また、定期的に1on1を実施し、キャリア形成を支援する。
- 2025年6月～ 管理職及び管理職手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力付与のための研修を実施する。